

# 1. EU 共通農業政策 (CAP) に関する調査

## ②新CAPの各項目に係るEU規則の規定内容／第一の柱(直接支払)の詳細内容

### 第一の柱(直接支払い)の詳細内容

- 第一の柱のうち直接支払いの詳細内容は、CAP戦略計画規則2021/2115のタイトル1第二章(第16条～第41条)で規定される。
- 大規模農家による直接支払いの高額受給の問題について、**加盟国は任意で減額措置を講じることができる**。減額措置を講じる加盟国は、基礎所得支持に係る年間受給額に上限(10万ユーロ)を設定したり、6万ユーロを超えた支払い分について最大85%まで減額できるようになる(第17条)。
- 加盟国は農業者に対する直接支払いの実施にあたって、**受給に係る最低面積を設定し、その最低面積を下回る農地しか所有しない場合には、営農実態のある農業者であっても支払いをしてはならないとした**。若しくは、加盟国は農業者に支払う直接支払いの最低額を設定することもできる(第18条)。

制度名	根拠法令	設置	事業概要	予算構成比	支払単価目安	コンディショナリティ
基礎所得支持	第21条～第27条	必須	従来制度の受給権を継承した個々の農地に対する面積支払い、あるいは加盟国内で一律に設定された面積単価による支払い(国ごとに選択)	規定なし	加盟国で異なる	○
エコスキーム (環境・気候・動物福祉)	第31条	必須	気候、環境、動物福祉、抗微生物剤耐性対策に資する取組みに対する年次の面積支払い。農業者の参加は任意。基礎所得支持への上乗せ、あるいは掛かり増し費用と逸失所得の補てん	25%以上	加盟国で異なる	○
カップル所得支持 (品目別の助成)	第32条～第41条	任意	生産の維持が困難にある品目及びタンパク質作物に対する年次面積支払い又は家畜の頭数支払い	13%以下	加盟国で異なる	○
再分配所得支持 (中小経営への助成)	第29条	必須	大規模経営から中小規模経営への再分配のため、各農業者につき一定以下の面積に対し所定額を給付	10%以上	加盟国で異なる	○
青年農業者所得支持	第30条	任意	最長5年間。年齢上限35歳～40歳(各国が規定)。年次面積支払い又は農業者当たり所定額の支払い。	規定なし	加盟国で異なる	○
小規模農業者支払い	第28条	任意	基礎所得支持・再分配所得支持・青年農業者所得支持を代替する(簡易な)制度。農業者の利用は任意。所定額支払い又は面積支払い	規定なし	最大1,250ユーロ/年	○ (例外あり)

出所:各種資料を参照して作成

# 1. EU 共通農業政策 (CAP) に関する調査

## ②新CAPの各項目に係るEU規則の規定内容／第二の柱(農村振興)の詳細内容

### 第二の柱(農村振興)の詳細内容

- 第二の柱の農村振興の詳細内容は、CAP戦略計画規則2021/2115のタイトル1 第四章(第69条～第84条)で規定される。
- 農村振興政策の施策は、旧CAPでは23種類だったものが新CAPでは以下の**8種類**に整理。各施策の規定は簡素化され、詳細は加盟国のCAP戦略計画で規定される。加盟国は農村振興予算のうち**35%以上を環境・気候関連目標**に充てなくてはならない(第93条1項)。
- 加盟国は**直接支払と農村振興の間で原則、最大25%まで予算を移転**できる(第103条1項)。さらに、直接支払から農村振興への予算の移転については、環境・気候関連目標への対応で必要な場合に最大15%、青年農業者支援への対応で必要な場合に最大2%を追加できる(農村振興から直接支払への予算の移転では、1ha当たりの直接支払額がEU平均の90%を下回る加盟国について最大30%まで移転額を引き上げられる)(第103条2項)。

制度名	根拠法令	設置	事業概要	予算構成比	支払単価目安	コンディショナリティ
環境・気候等管理誓約	第70条	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンディショナリティやエコスキームを超えて、各国の定める有益な農業環境の保全・気候変動緩和の取組を任意で実施する農業者への支払</li> <li>・取組により発生した追加的費用及び逸失した所得を補償</li> <li>・取組期間は、原則として5年間から7年間</li> <li>・具体的な取組は各国が策定</li> <li>・取組例): 有機農業への転換・維持、カーボンファーマーミング、遺伝資源の保護</li> </ul>	加盟国は農村振興予算のうち <b>35%以上</b> を環境・気候関連目標向けに充てなくてはならない(第93条1項)	加盟国で異なる	○
自然等地域固有制約(条件不利地域)	第71条	任意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然条件等の制約が厳しい地域(いわゆる条件不利地域)で農業を維持するための助成</li> <li>・加盟国が条件不利地域を指定し、その地域の農業者に当該制約にかかる追加的費用と逸失した所得の全部又は一部を補償</li> </ul>		加盟国で異なる	○
義務要件地域(自然保護区など)	第72条	任意	Natura 2000に指定された農業地域など指令で定められる地域への支払		加盟国で異なる	○
投資(灌漑も含む)	第73・74条	任意	灌漑の整備や新技術の導入、規模拡大など加盟国で定める条件での投資を支援		加盟国で異なる	—
青年及び新規就農者・農村事業開発	第75条	任意	青年農業者や新規農業者への支援や農村事業等への支援		加盟国で異なる	—
リスク管理施策(保険・共済)	第76条	任意	保険などのリスク管理施策への支援		加盟国で異なる	—
協同(LEADER等)	第77条	任意	地域コミュニティ主導の農村振興(LEADER)などを支援		加盟国で異なる	—
知識交換・情報普及	第78条	任意	イノベーションや農業者へ技術指導等を行う農業アドバイザーサービスなどを支援		加盟国で異なる	—